

資料5

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（第3条別表第2）

2 名古屋港・庄内川等水域に係る上乘せ排水基準（抜粋）

工場又は事業場	業種	有害物質の種類及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）	項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）							適用の日又は適用期間	
			シアン化合物	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		銅含有量
				（括弧内は日間平均）	（括弧内は日間平均）	（括弧内は日間平均）	鉱油類	動植物油脂類			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種		二五 (二〇)	二五 (二〇)	七〇 (五〇)	五	一〇	—	—	昭和四十八年六月二十四日
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの	一三〇 (一一〇)		一六〇 (一二〇)					昭和五十八年一月一日
			一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの	一六〇 (一二〇)		二〇〇 (一五〇)					
	畜産食料品製造業	乳製品製造業		八〇 (六〇)		三〇 (二〇)		一〇			昭和四十八年六月二十四日
		その他		一二〇 (一〇〇)		九〇 (七〇)		一〇			
	水産食料品、調味料又はめん類の製造業			一二〇 (一〇〇)	一二〇 (一〇〇)	九〇 (七〇)		一〇			
	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			一二〇 (一〇〇)		四〇 (三〇)		一〇			
	小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製めん業			八〇 (六〇)	八〇 (六〇)	八〇 (六〇)					
	飲料製造業	ビール製造業		四〇 (三〇)		三〇 (二〇)			〇・五		
		清酒製造業		一二〇 (一〇〇)		九〇 (七〇)		一〇			
		蒸りゆう酒又は混成酒の製造業		一六〇 (一二〇)		一二〇 (一〇〇)		一〇			
		その他		六〇 (五〇)		七〇 (五〇)		一〇			
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業			一六〇 (一二〇)		二〇〇 (一五〇)		一〇			
	動植物油脂製造業			一〇〇 (八〇)	四〇 (三〇)	八〇 (六〇)		二〇			
	でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業			一二〇 (一〇〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)		一〇			
	冷凍調理食品製造業			五〇 (四〇)		七〇 (五〇)		一〇		昭和五十八年一月一日	
	繊維工業又は繊維製品製造業その他	毛紡績業又は整毛業（洗毛施設を有するものに限る。）		一二〇 (一〇〇)		一八〇 (一五〇)					
		染色整理業	毛繊維加工業		五〇 (四〇)		五〇 (四〇)		一〇	—	昭和四十八年六月二十四日
			その他		一〇〇 (八〇)		一〇〇 (八〇)		一〇	—	
		その他		一〇〇 (八〇)		一〇〇 (八〇)		一〇			
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業			七〇 (五〇)	七〇 (五〇)	九〇 (七〇)		—		昭和五十八年一月一日	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業		一二〇 (一〇〇)		一八〇 (一五〇)				昭和四十八年六月二十四日	
		湿式繊維板製造業			一六〇 (一二〇)	五〇 (四〇)					
		その他		九〇 (七〇)		一二〇 (一〇〇)		〇・五			
	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			二五 (二〇)		三〇 (二〇)			—	昭和五十八年一月一日	
	化学工業	医薬品製造業		四〇 (三〇)		六〇 (五〇)		一〇	〇・五	昭和四十八年六月二十四日	
		その他		三〇 (二〇)	六〇 (五〇)	四〇 (三〇)	三	—			
	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）				三〇 (二〇)	三〇 (二〇)				昭和五十八年一月一日	
	ゴム製品製造業			二五 (二〇)		三〇 (二〇)					
	窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料（うわ薬原料を含む。）精製業	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの		二五 (二〇)		二〇〇 (一五〇)	二			
			一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの		二五 (二〇)		三〇〇 (二五〇)	二			
		その他		二五 (二〇)	三〇 (二〇)	一五〇 (一二〇)	二			昭和四十八年六月二十四日	

鉄鋼業	一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上のもの	シアン 〇・五		二〇 (一五)	三〇 (二〇)	二		—	—	昭和四十九年 十月一日	
	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上十立方メートル未満のもの		二五 (二〇)	二五 (二〇)	四〇 (三〇)	二		—	—	昭和四十八年 六月二十四日	
非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)				—	昭和四十八年 六月二十四日	
ガス供給業			九〇 (七〇)	四〇 (三〇)	三〇 (二〇)	三		—			
水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの			二五 (二〇)		三〇 (二〇)					昭和五十八年 一月一日	
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)				—	昭和四十八年 六月二十四日	
旅館業			九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)					昭和五十八年 一月一日	
病院			四〇 (三〇)		九〇 (七〇)						
と畜業			八〇 (六〇)		八〇 (六〇)					昭和四十八年 六月二十四日	
地方卸売市場			五〇 (四〇)		七〇 (五〇)		一〇			昭和五十八年 一月一日	
廃油処理施設を有するもの				二五 (二〇)	三〇 (二〇)	—		—	—	昭和四十八年 六月二十四日	
自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動式車両洗淨施設を除く。）を有するもの			五〇 (四〇)		七〇 (五〇)					昭和五十八年 一月一日	
自動式車両洗淨施設を有するもの			二五 (二〇)		七〇 (五〇)					昭和四十八年 六月二十四日	
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの			四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)						
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの			二五 (二〇)		五〇 (四〇)					昭和五十八年 一月一日	
産業廃棄物処理施設を有するもの			二五 (二〇)		三〇 (二〇)	三		—	—		
し尿処理施設を有するもの			(三〇)	(三〇)	(七〇)					昭和四十八年 六月二十四日	
下水道終末処理施設を有するもの	一宮市西部終末処理場		(二〇)		(七〇)					昭和四十九年 十月一日	
	名古屋市下之一色下水処理場、名古屋市岩塚下水処理場、一宮市東部終末処理場及び津島市下水終末処理場		(六〇)		(一二〇)					昭和四十八年 四月一日から 規則で定める 日まで	
	その他		(二〇)		(七〇)					規則で定める 日	
			(二〇)	(二〇)	(七〇)					昭和四十八年 四月一日	
下水道処理区域に所在するもの	全業種		二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二	一〇	〇・五	—	昭和四十八年 四月一日	
その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二	一〇	〇・五	—	昭和四十八年 四月一日
	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）			九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	一〇〇 (八〇)					昭和五十八年 一月一日
	食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業		五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	三〇 (二〇)		一〇			
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)		一〇			
		動植物油脂、でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業		五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)		一〇			
		その他		五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)		一〇			昭和四十八年 四月一日
	繊維工業又は繊維製品製造業			五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	四〇 (三〇)		一〇	—		
	鉄鋼業	一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上のもの	シアン 〇・五	二五 (二〇)	二〇 (一五)	三〇 (二〇)	二		〇・五	—	
		一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上十立方メートル未満のもの		二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二		〇・五	—	
	旅館業			四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	七〇 (五〇)					昭和五十八年 一月一日
廃油処理施設を有するもの			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	—	一〇	〇・五	—		
し尿処理施設を有するもの			四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	八〇 (六〇)					昭和四十八年 四月一日	
下水道終末処理施設を有するもの			二五 (二〇)	二五 (二〇)	七〇 (五〇)						

備考

- 一 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域をいう。
- 二 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水について適用する。
- 三 この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水水の量が五十立方メートル（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）並びに染色整理業に係る工場又は事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排水水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水水の量が十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）及び畜業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 四 一 木曾川水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「一の表」という。）備考第一号(二)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十八年六月二十四日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和五十八年一月一日とする。
- 五 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日（一の表備考第一号(二)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和四十八年六月二十四日」とあるものにあつては、昭和五十八年一月一日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和五十八年一月一日前においては、一の表備考第一号(一)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事を行っている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の一日当たりの平均的な排水水の量が増加することとなる時（当該特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水水の量が千立方メートル未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排水水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質について許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 一リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 六 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

参考（1 木曾川水域にかかる上乗せ排水基準 備考）

- 一 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。
 - (一) 昭和五十七年七月一日における水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「政令」という。）別表第一に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち(二)に規定する施設以外の施設を昭和四十八年三月三十一日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）
 - (二) 昭和五十七年七月一日における政令別表第一第一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号リ、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三、第六十三号の二、第六十四号の二、第六十六号の二、第六十八号の二、第六十九号の二、第六十九号の三、第七十号の二又は第七十一号の二から第七十一号の四までに掲げる施設のみを同年十二月三十一日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）
- 二 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
- 三 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 五 排水基準を定める省令別表第二に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排水水の量が二十立方メートル以上のものに係る排水水について適用する。
- 七 第一号(二)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十八年四月一日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和五十八年一月一日とする。
- 八 一の工場又は事業場が二以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

※上乗せ排水基準の適用を受ける工場又は事業場は、昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場です。昭和57年7月1日後に追加された特定施設のみを設置する工場等は、適用を受けません。

※当分の間は、排水量20 m³/日以上50 m³/日未満の上乗せ条例の適用を受ける新設の工場又は事業場については、窒素及びりんに係る備考第5号の適用を猶予されています。